

2025年度 田鶴野小学校

いじめ防止基本方針 生活指導計画



豊岡市立田鶴野小学校

令和7年度 豊岡市立田鶴野小学校 いじめ防止基本方針

2025年4月2日 改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対応チーム」を活用して行う。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【参考】「いじめ防止のための基本的な方針」の改定

及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について(通知)

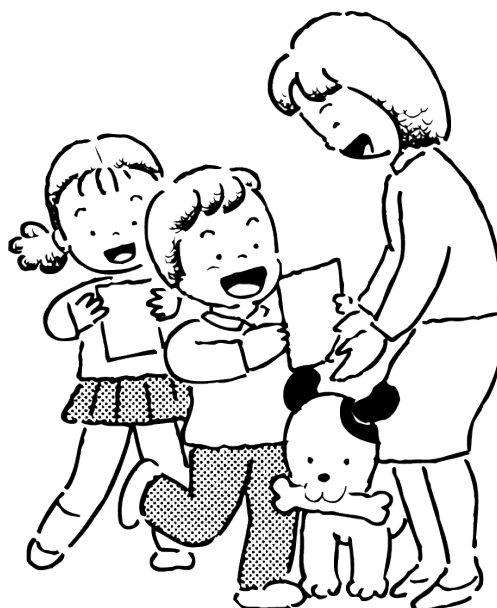
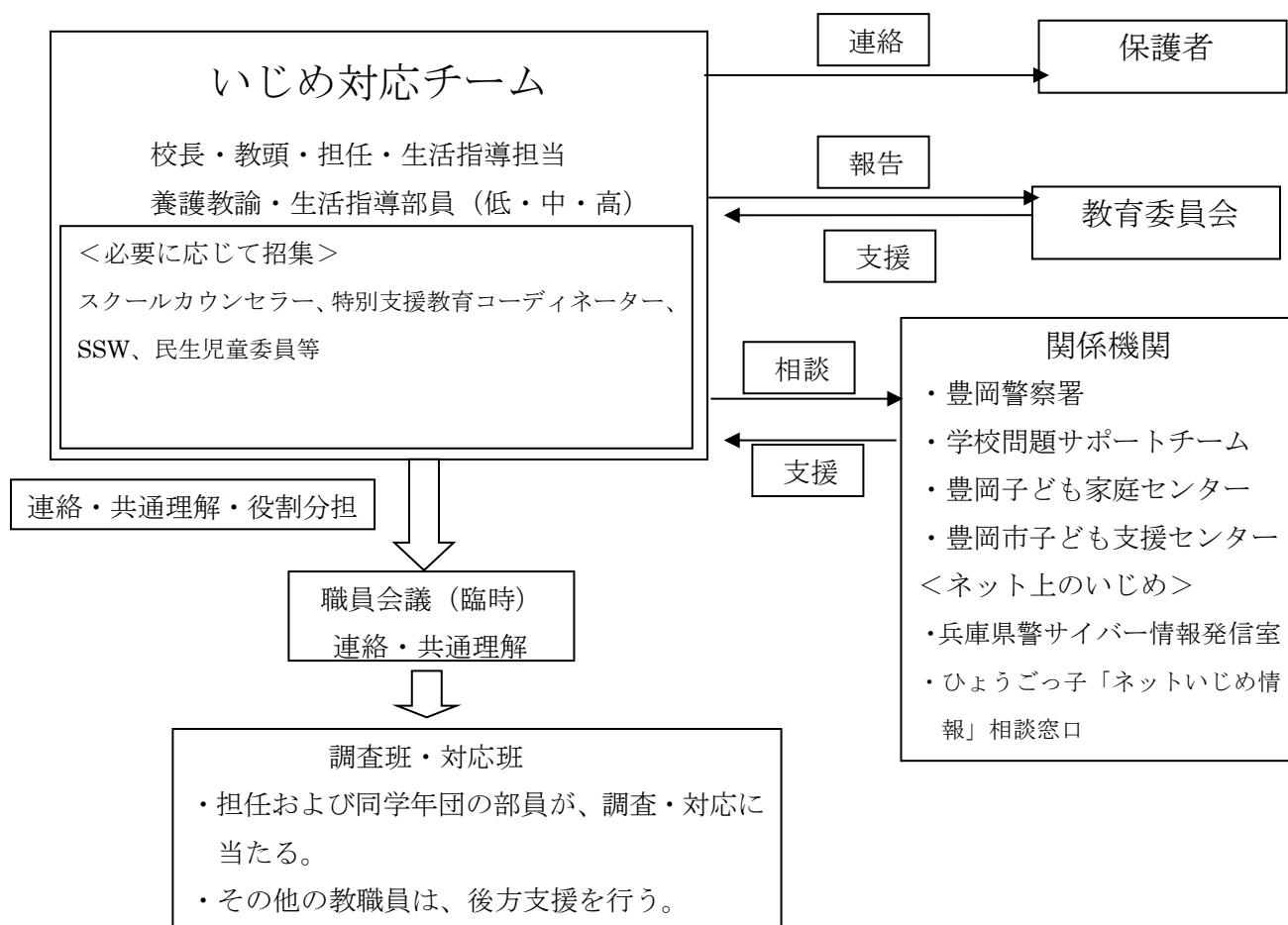
(平成29年3月文科省)

2 校内組織体制および緊急時の組織対応

- ・いじめ対応チームを招集し、方針を決定。

(校長・教頭・担任・生活指導担当・養護教諭・生活指導部員(低・中・高))

- ・職員会議により、全教職員で共通理解を図る。
- ・いじめ対応チームで決定した役割分担に基づいて、全教職員で調査・対応にあたる。



3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

（１） 基本的な考え

いじめ問題において、未然防止に取り組むことが最重要課題である。そのために「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識を全教職員が持ち、全ての学級で好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるいじめを生まない土壌作りを推進する。

また、学校教育目標の「自分ごとで 自分を創る 自分へ」を目指して、各教科をはじめ、互いを尊重し認め合う正しい人権感覚を身につけた集団づくりに努める。

（２） 特に配慮を要する対応について

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについて
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒について
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめについて
- ・東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒について
- ・新型コロナウイルスの影響を受けた児童生徒について

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

【参考】「いじめ防止のための基本的な方針」の改定

及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について(通知)

(平成29年3月文科省)

（３） 研修の充実

- ・いじめについての共通理解

「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という危機感を全職員が持ち、未然防止・早期発見・早期対応の具体的な手立てについて研修を行い、共通理解を図る。

「いじめ対応マニュアル」(H29 県教委)や「生徒指導提要」(R4 文科省)等を活用した研修を実施。

- ・教職員の資質向上のための校内研修

「学びを楽しむ児童の育成」をテーマに「対話的な学び」でお互いの良さを見つけ、成長を実感し合える授業を目指して研修を行っている。また、学級経営案の交流を行い、教室を公開し、子どもたちが安心して学習・生活できる学級づくりの研修を深め、人権を尊

重する風土を養っていく。さらに、全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて継続的に行う。

- ・保護者、教員向け情報モラル研修会の実施

ネットいじめ等については、子どもを被害者・加害者にしないために研修の機会を設ける。

- ・児童生徒向け情報モラル研修会の実施

特に携帯電話、インターネットなどに触れる機会が増える高学年児童に向けて、正しい情報モラルを身につけさせるための授業を実施する。

(4) 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・体験活動の充実と道徳教育の推進

田植え・稲刈り・環境体験・ジオパーク学習など、地域の豊かな自然を生かした様々な体験活動に取り組んでいる。この体験活動と道徳教育とを結び付け、子ども達の自己肯定感の育成や人間性豊かな心の育成を図っている。

- ・児童会活動、委員会活動、縦割班活動などの充実（ピアサポートプログラムの推進）

児童会活動・委員会活動など、自分の役割を持ち活動することを通して、上級生が下級生の世話をする機会を数多く作り、自己有用感や自己肯定感の育成を図る。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・オープンスクールの実施や学校便り、ホームページなどでの情報発信を通し、開かれた学校づくりを行う。

- ・いじめ基本方針のホームページ公開

4 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

(1) 基本的な考え方

いじめが起きてしまった場合、早期に発見することが、早期解決につながる。そのため、日頃から教職員と子どもとの間の信頼関係を築いていく必要がある。また、小規模校の利点を生かし「教職員全員で田鶴野の子どもを育てる」という協力体制を構築し、複数の目で子どもの小さな変化を見逃さない、取り組みを行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・いじめアンケート（毎月1回）

- ・アセスの実施と分析（年2回予定）

- ・5、10月（子どもの心を理解する強化月間）の生活アンケート実施と教育相談の取り組み

- ・教育相談（毎月、低学年部・中学年部・高学年部にわかれて、子どもの様子を情報交換し、

気になる児童には、迅速に対応している。)→生活指導委員会(情報共有・検討・課題解決)

- ・日記などを活用し、子どもの心の変化を観察する。
- ・休み時間など、子どもと向き合う時間を多く確保する。

(3) 複数の目で児童を見守る

- ・担任以外にも、教科担任や地区担当、縦割班担当等、多くの教職員が子どもに関わり、複数の目で、児童の小さな変化を見逃さない体制をとる。また、その気づきを、担任に連絡、職員全体で共通理解を図り、いじめの被害が深刻化・長期化する前の早期対応につなげる。

(4) いじめ発見のためのチェックリスト(別紙2)

5 いじめへの対処(発見したいじめに対する処置)

(1) 基本的な考え方

いじめが疑われる情報があつた場合、また、いじめの兆候を発見した場合にはその情報を共有し、速やかに対応する。何よりも、いじめられている子どもを守り、苦痛を取り除くことを第一に、迅速な指導を行っていく。また、いじめへの対応は、担任が一人で抱え込むことなく、教職員全体で、組織的な対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめられた子、いじめを知らせた子を守る。
- ・いじめ対応チームの招集(2 校内組織体制および緊急時の組織対応)
- ・事実確認と情報の共有

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

＜子どもに対して＞

- ・事実確認を行い、つらい気持ちに寄り添う。
- ・最後まで守り抜くことを伝える。
- ・自尊感情を高める声かけを行う。

＜保護者に対して＞

- ・その日のうちに、保護者面談を行い、事実関係を伝える。
- ・家庭と連携を取りながら、経過を丁寧に知らせ、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・子どもの変化に注目し、情報提供を求める。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

＜子どもに対して＞

- ・いじめに至る状況や背景、生活環境等も調べる。
- ・人として決して許されない行為であることや被害児童の気持ちを認識させる。
(「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。)

＜保護者に対して＞

- ・正確な事実関係を説明し、理解を求める。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という学校の姿勢を示す。
- ・子どもの変容に向けて、今後の関わり方を一緒に考える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・「いじめは決して許さない」「いじめの被害者を守る」という毅然とした姿勢を示す。
- ・学級、学校全体の問題として考えさせる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを肯定しているということを理解させる。
- ・力の上下関係をなくすために教師が弱い立場の子を支える。
- ・傍観者から仲裁者への転換を求める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・情報モラルの授業実施、家庭との連携による未然防止に努める。
- ・被害の拡大を防ぐために、警察などの専門機関との連携を図る。
- ・新たな情報機器を使ったネットいじめ等、新しい問題に常に関心をはらう。

(7) 重大事態への対応

①重大事態の取り扱いについて

○重大事態の取り扱いについては以下の事項を徹底する。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

○重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を記載する。

②重大事態への対応

○重大事態が起こった場合、学校の設置者と学校が、しっかりと事実に向き合うことで「重大事態」に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する。

参考 いじめ重大事態の基本的な対応チェックリスト（R5 文科省）

（８）関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携等

（警察署・少年サポートセンター・こども家庭センター等）

- ・ 学校警察連絡協議会において定期的に情報共有を図る。

（９）継続した指導

- ・ いじめが解消したと思われる場合も、観察を続け、指導を継続する。
- ・ いじめられた子ども、いじめた子双方に対する心のケアを行う。
- ・ いじめの起きた原因を検証し、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

6 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価（別紙２）

- ・ 取組評価アンケート（７月、１２月、３月）
- ・ P D C Aサイクルによる定期的な見直し



いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

〈別紙1〉

	全体の動き		未然防止	早期発見	
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成		学級づくり 情報モラル研修会 授業公開	*いじめアンケート・教育相談・生活指導委員会（毎月実施）	児童理解研修
5月		*事案発生時 いじめ対応チーム招集・職員会議	学級経営研修会		生活アンケート①
6月			学級経営ふり返し チェックシート 授業公開		アセス実施・分析
7月	1学期評価		情報モラル授業（高） SCによる ソーシャルスキル授業		個人懇談
8月			カウンセリング研修 ラジオ体操 （顔見知り運動）		
9月					
10月					児童理解研修 生活アンケート②
11月			情報モラル研修会 授業公開 学級経営ふり返し チェックシート		アセス実施・分析
12月	2学期評価				個人懇談
1月					
2月			学級経営ふり返し チェックシート SCによる ソーシャルスキル授業 授業公開		生活アンケート③
3月	本年度の評価・ まとめ				個人懇談

いじめ発見のためのチェックリスト 〈別紙2〉

<いじめが起こりやすい・起こっている集団>

- ☐朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐掲示してある作品や写真が破れていたり、落書きがあつたりする
- ☐グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐特定の子どもの意見にすぐ同調する。
- ☐自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある

<いじめられている子>

日常の行動・表情の様子

- ☐遅刻欠席が増える
- ☐腹痛や体調不良を訴え保健室へ行きたがる
- ☐悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐表情が乏しい、笑顔がない
- ☐教師の周りにいたり、うろついたりしていることが多い

授業中・休み時間

- ☐学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐発言すると冷やかされる
- ☐発表に対する反応が薄い
- ☐グループ分けをすると孤立する

昼食時

- ☐他の子どもの机から、少し机を離している
- ☐食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐他の子と給食の量が違う
- ☐特定の子が当番をしているとき、盛り付けたものを嫌がる

その他

- ☐清掃時、いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- ☐持ち物が壊されたり、隠されたりする

<いじめている子>

- ☐いらいらしていることが多く、人や物にあたる
- ☐グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐自分の正義感を不自然にアピールしようとする
- ☐他の児童にきつい言葉を使う
- ☐特定の子どもにのみ、強い仲間意識を持つ
- ☐教職員によって態度を変える

～兵庫県教育委員会発行『いじめ対応マニュアル』を参考に作成～

いじめ防止に向けた提言

令和3年2月 豊岡市いじめ防止対策委員会

〔コロナ禍における児童生徒、保護者の様子について〕 委員会感想

- 休校中の子どもたちは、家の中で過ごす時間が多く、体を動かす時間が確保しにくく、ストレスがたまっているように感じる。
- 子どもたちは、とても我慢しているので、発散させる場が必要である。
- 休みのようで休みでない毎日が続いており、生活のリズムを崩しやすい。
- 子どもがスマホや通信ゲームをする時間が増えている。
- 子どもが、夜遅くまで、スマホや通信ゲームばかりしているが、何をしているのかが、見えにくく、分かりにくい。
- 家に長い時間子どもがいることにより、親のストレスもたまっている。
- 保護者による虐待事案が増加している。



学校教育活動における重点的な取組

I 児童生徒の心の安定を図り、人間関係を豊かにする取組を推進する。

- ① 児童生徒が生活リズムの大切さに気付き、進んで生活リズムを整えようとする意識が高まるよう、朝の会等で定期的な声かけに努める。
- ② 学校生活の中で、児童生徒のありのままの気持ちが表現できる教育相談を充実させる。
- ③工夫しながらコロナ禍でもできる「居場所づくり」「絆づくり」の活動を充実させる。
- ④ 児童生徒の自己肯定感、自尊感情を高めるため、生徒を褒めたり、励ましたりする教職員の積極的な声かけを充実させる。
- ⑤ 心に響く「道徳教育（命を大切にする教育）」を推進する。
- ⑥ 多様な価値観を養う「人権教育・多文化共生教育」を充実させる。

II 学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止に向けた活動の推進や情報（特にSNSに関すること）の発信に努める。

- ① 具体的な事例をあげながらいじめに対する正しい理解が深まる場を計画的に設ける。
- ② 専門的知識を持った外部講師（地域人材、専門家）によるいじめ防止を視点とした学習の場を設ける。
- ③ 「学校だより」「ホームページ」等を通じて、いじめに関する正しい情報を定期的に発信する。